

# 『往生要集釈』の構成について

南 宏 信

## 〔抄録〕

『黒谷上人語灯録』には法然の『往生要集』註釈書を四本収録する。これまでその四本の著述前後が数多く論じられてきたが決定的な見解はなされていない。本稿はその原因を、これら四本は当初から各々独立した書として存在していたのではなく、複数の断簡が整理・編集されて現在のように成立したと推考する。一つは『往生要集釈』は四本中で唯一『黒谷上人語灯録』以外で単独で二本存在し、うち一つは法然滅後八年まで遡れる。その『往生要

集釈』の説く念仏には振れ幅が存在すること。二つは良忠の『往生要集鈔』中の法然の『往生要集』註釈書の引用と跋文の考察により四本以外の存在が確かめられることがあげられる。このことは文献理解の限界と可能性を示しうる契機ともなろう。

キーワード 法然、良忠、『往生要集釈（鈔）』、『往生要集註要』、『往生要集鈔（義記）』

## はじめに

古本『黒谷上人語灯録（漢語）』（以下『古本漢語』）には法然上人（一一三三～一二二二）、以下全ての尊称を略す）著として源信（九四二～一〇一七）著『往生要集』の註釈書を四本所収している。『往生要集註要』（以下『註要』）・『往生要集料簡』（以下『料簡』）・『往生要集略料簡』（以下『略料簡』）・『往生要集釈』（または『往生要

集鈔』、以下『要集釈』、『要集鈔』）である。法然滅後三十年後には成立していたとされる醍醐寺藏『法然上人伝記』（以下醍醐本）には

是故往生要集<sup>ヲ</sup>為先達<sup>ト</sup>而入<sup>ル</sup>浄土門<sup>ニ</sup><sup>(1)</sup>  
とあり、法然の浄土門入は『往生要集』が原因であったとし、また鎮西派三祖良忠（一一九九～一二八七）著『浄土宗要集聴書』「諸大乘経往生之事」の項において鎮西派二祖弁長（一一六二～一二三八）相伝として

此ノ算題ノ意ハ爲レ令レ知ト慧心ノ因明直辨ノ之義ヲ也先師ノ云ク故上人ノ云諸師作レニ文ヲ必ス本意有リ一ツ慧心ハ立テ因明直辨ノ之義ヲ善導ハ釋ス本願念佛ノ一義ヲ予ハ立テ、選擇ノ一義ヲ造レテ選擇集<sup>一</sup>也云々<sup>二</sup>

とし、源信(直弁である念仏)を善導(本願)、法然(選択)の系譜に加える。法然是最終的には「偏依善導一師」の立場により立教開宗するものの、その浄土教思想形成には源信の『往生要集』がかなり重要な役割を果たし、それ以後も法然浄土教に再び含まれていくことがわかる。その法然に『往生要集』の註釈書が四本あるのである。

さてこれまでにその諸釈書をめぐると、諸釈書の成立時期と、また諸釈書中での成立順序に絞られ、その考察は次第に詳細になりす(3)でに綿密な資料批判がされている。

この一連の諸釈書を法然思想変遷の中のどこに位置づけるかでこれからテキストの捉え方も変化する。つまり開宗前の撰述とするのか(前期説)、または「選択集」前後の撰述とする(後期説)のかである。どちらに位置づけるかは諸論あり、決定的な見解はいまだないように思う。その原因は、判断する基準を他の信頼のおける法然テキストに定め、それと比較してその位置を決めるという方法にある。諸釈書は『要集釈』(『要集鈔』)を除けば、『古本漢語』で初出するテキストであって、どれも法然在世のテキスト(自筆本、写本)ではない。また、法然滅後(一一二二)まもない承久二年(一一二〇)まで遡れる『要集鈔』においてもすでに平氏・林田氏において増補箇所が指摘されている。その上で四本の成立順序を論じ、それぞれを法然の思想変遷に配置しようとすると、その判断は容易ではない。そこで本稿はま

ず『要集釈』(『要集鈔』)のみに焦点をあててその構造を検討し、次に良忠の『往生要集義記』(以下「義記」)に引かれる法然の『往生要集』釈書も検討する。

## 一、『要集釈』(『要集鈔』)の構成について

『要集釈』(『要集鈔』)と他の諸釈書との関係はすでに先学が比較されている。そこで今回は既に述べた通り『往生要集』諸釈書中で唯一単独での写本が現存し、それが『古本漢語』よりも時代が遡れるということにより、『要集釈』(『要集鈔』)を中心としてその構成をみていく。すると、それは些か奇妙な構成といわざるをえない。つまりこの『要集釈』(『要集鈔』)なる文献は最初から一つのものとしてあったのではなく、法然が浄土門に帰依してから『選択集』を著述するまでもしくはそれ以後も含む時間経過において整理された複数の断片が、合一されて成立したことが窺える。またその断片のそれぞれを他の法然の遺文と比較するとき、様々な『往生要集』解釈の一端が捉え得る。まずその構成をみると以下のようなになる。

### ①大意

② 釈名(「往生」「要」「集」に分けて解説)

③ 入文解釈 a 「三段分別」 ↓ 序分・正宗分・流通分

b 「章門開合」 ↓ 開義十門、合義五門

④ 「広」釈(『往生要集』十門の科段)

⑤ 「略」釈(惣結要行釈A)

⑥惣結要行釈B

⑦「要」釈（觀察門、念仏証拠門）

⑧往生階位

以下四項にわたり考察していく。

①人文解釈と広釈

1、内容が重複する

『要集釈』（『要集鈔』）は前半の①②③の部分と、後半の④⑤⑥⑦⑧の部分に二分できる。前半は

將レ釋ニ此ノ集ヲ准セバ釋ルニ經論ヲ可シ有ニ三門ニ一ニハ者大意ニ者釋名三者  
人文解釈ナリ<sup>(7)</sup>

とある。大意、釈名、人文解釈での解説の仕方は『無量寿経釈』・『観無量寿経釈』・『阿弥陀経釈』にもみられるものであり、震旦諸師の釈経法に依っているものである<sup>(8)</sup>。後半部分は

就ニ此ノ往生要集ニ有ニ廣ト略ト要ト<sup>(9)</sup>

とあり、広・略・要の三の項目をあげて解釈していく。この前半後半の③と④を比較するとき、③の人文解釈は

三ニ人文解釋者此有リニ意一者分ヨ別シ三段ヲ二者明ニ章門ノ開合ヲ一  
ニ分ヨ別トハ三段ヲ者言ハ三段ト一ニ序分ニ一ニ正宗分ニ一ニ流通分ニ一ニ序分  
者初ニ自リ夫レ往生ノ極樂ニ至マテ于備於廢忘ニ矣者是レ序分ナリ也ニ言ハ  
正宗ト者自リ大文第一ニ至ニ下卷ノ末ノ寶性論ノ偈ニ正宗分ナリ也三ニ言ハ流  
通ト者下卷ノ内題ノ與七言四句ノ偈ニ流通分ナリ也

二ニ明トハ章門ノ開合ト者先ツ開シ次ニ合ス先開ト者如ニ序ノ中ニ云カ惣ノ有ニ

十門ニ分テ爲ニ三卷ト一ニハ厭離穢土乃至十ニハ問答料簡是レ則チ開ノ義也  
次ニ合ト者前ノ十門ヲ束ツカネテ爲ニ五門ト謂ク一ニハ厭離穢土門二ニハ欣求淨  
土門此ノ門ノ中ニ即攝ニ第三ノ極樂證據門ヲ三ニハ正修念佛門此ノ中ニ  
即攝ニ助念別時利益證據ノ四門ヲ四ニハ往生諸行門五ニハ問答料簡也<sup>(10)</sup>  
とあり、④の広釈は

廣ト者此ノ一部三卷ニ有ニ序正流通ニ厭離等ノ十門ヲ束テ以テ名レ廣ト十門ト  
者一ニハ厭離穢土二ニハ欣求淨土三ニハ極樂證據四ニハ正修念佛五ニハ助念  
方法六ニハ別時念佛七ニハ念佛利益八ニハ念佛證據九ニハ往生諸業十ニハ問  
答料簡也初レ就ニ厭離ニ有レ七一ニハ地獄二ニハ餓鬼三ニハ畜生四ニハ阿修  
羅五ニハ人六ニハ天七ニハ惣結也就ニ地獄ニ有レ八一ニハ等活二ニハ黑繩三ニ  
ハ衆合四ニハ叫喚五ニハ大叫喚六ニハ焦熱七ニハ大焦熱八ニハ無間也（中  
略）次ニ就ニ問答料簡ニ有レ十一ニハ極樂ノ依正二ニハ往生ノ階位三ニハ往  
生ノ多少四ニハ尋常ノ念相五ニハ臨終ノ念相六ニハ龜心妙果七ニハ諸行勝劣  
八ニハ信毀因緣九ニハ助道資緣十ニハ助道人法云々以此名廣也<sup>(11)</sup>

とある。文章の多少はあるものの、『往生要集』の十門全体を序分・正  
宗分・流通分で三分割し、開合の「開義」では『往生要集』十門の名称  
をあげる。このことは人文解釈・広釈共通であり、いわば目次をあげた  
ようなもので、何度も重複してあげるべきものではないはずである。

また人文解釈の「合義」は、『往生要集』十門の中、念仏について  
説かれている第四、第五、第六、第七、第八の五門をまとめたもので  
ある。さらにこの箇所での「念仏」とは具体的に「観想念仏」か、又  
は「称名念仏」を指すかは明言されていない。つまり『往生要集』が  
念仏往生を説く書であり、その中の念仏往生について説く章をまとめ

て一つにするという広釈・章門開合の見解は、法然独自のものは見受けられず、基本的かつ一般的な『往生要集』の捉え方である。この箇所が重複してあげられる必要はないように思う。

口、称名念仏を本意として勧める

『要集釈』（『要集鈔』）のこの分割は「詮要」、醍醐本、大徳寺蔵『拾遺漢語灯録』<sup>(12)</sup>（以下大徳寺本）所収「浄土宗見聞」にも同主旨の文章がみられる。この四本を比較するとき、注目できるのは『要集釈』（『要集鈔』）の広釈とは違いはつきりと称名念仏を勧めることである。この三本は「合義」の後に「往生要集」大文第四正修念仏門の解説をし、はつきりと称名念仏を『往生要集』の本意として勧めている。この箇所は

願共ニ衆生ニ生ニセント彼國ニ若有レハ不堪レ觀ニ念スルニ相好ヲ或依ニ歸命ノ想ニ或依リ攝ノ想ニ或依テ往生ノ想ニ應ニ一心ニ稱念ス已上各義不同<sup>(13)</sup>

とあり、『往生要集』の中でもはつきりと称名念仏の記述の箇所をあげる。しかしこれは文脈的には『選択集』の様に選択本願念仏に徹底しているとは言い難い。もしこの文に依るのであれば、『選択集』に引用されるべき文ではないのだろうか。ところがこの文ははつきりと称名念仏を思わせることができるにもかかわらず、『選択集』にはこの箇所の引用はない。『選択集』における『往生要集』の引用はあくまで補助的である。

続いて醍醐本・「浄土宗見聞」は『往生礼讃』の百即百生の文をあげ、道綽（五六二〜六四五）・善導（六一三〜六八一）を勧める。こ

れは『要集釈』（『要集鈔』）の「往生階位」釈と同様の文である。また序者略言述ニ一部ノ奥旨ヲ此集ニ已ニ依ルト云々念佛ニ顯然也但シ念佛ノ相貌未レ委セ者ハ入レ文探ルニ之<sup>(14)</sup>

等とあり、醍醐本・「浄土宗見聞」は「但シ念佛ノ相貌未レ委セ」などで内容からそれを探すとし、

観察ノ中ニ於ニ称名ニ丁寧勸レテ之ヲ為ニスト本意ト事顯然也  
として『往生要集』は称名念仏を大意として勧めるとする。『要集釈』（『要集鈔』）の広釈の段階では念仏を勧めるが、称名・観想の区別については触れていない。そのことを「但シ念佛ノ相貌未レ委セ」として補い、しかしその主張は『詮要』と同じ称名念仏の限っていることが特徴として見出せる。

### ② 略釈について

イ、惣結要行釈 A

⑤の「略釈」は、「広釈」とは違い、助念方法門の惣結要行の「大菩提心、護三業、深信至誠常に念仏すれば、願に隨て決定して極楽に生ず」の文が中心に説かれている。そしてこの文を七種にわけ、それぞれ

「大菩提心」↓作願門に説く「菩提心」、「護三業」↓「十重禁戒」、「深信」↓「深心」、「至誠」↓「至誠心」、「常」↓「無間修」、「念仏」↓「称念」、「隨願」↓「回向發願心」とする。称名念仏を勧めるもの

の護三業などの諸条件が必要となる。だがこれは助念方法門の一門に限っての解釈であり、『往生要集』の正意ではないとする。『往生要集』

の正意とは、

念佛<sup>セハ</sup>必<sup>シ</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>具<sup>ニ</sup>持戒等<sup>ヲ</sup>以<sup>レ</sup>此<sup>ヲ</sup>言<sup>ハ</sup>略<sup>ト</sup>也<sup>(15)</sup>

として念仏をすれば、必ずしも持戒などは具足しなくてもよいとする。助念仏の解説をしてきてそれは『往生要集』全体の正意ではなく、正意は「念仏一行」として「称念」を勧める。

ロ、惣結要行釈B

⑥は⑤を詳細に再説する。だがこの末尾には、

又於<sup>テ</sup>念佛<sup>ニ</sup>有<sup>レ</sup>二<sup>ニ</sup>一<sup>ニ</sup>但念佛前<sup>ノ</sup>正修門<sup>ノ</sup>意<sup>ナリ</sup>也<sup>二</sup>三<sup>ニ</sup>助念佛今<sup>ノ</sup>助念門<sup>ノ</sup>意<sup>也</sup>此<sup>ノ</sup>要集<sup>ノ</sup>意<sup>ハ</sup>以<sup>テ</sup>助念佛<sup>ヲ</sup>爲<sup>ス</sup>決定<sup>ノ</sup>業<sup>ト</sup>歟但<sup>シ</sup>善導和尚<sup>ノ</sup>御意<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>爾<sup>ラ</sup>云<sup>フ</sup><sup>(16)</sup>

として但念仏（正修念仏門）と助念仏（助念方法門）があり、『往生要集』の「正意」「肝心」は助念仏であるとす。⑤とは全く逆の見解である。その後には「但<sup>シ</sup>善導和尚<sup>ノ</sup>御意<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>爾<sup>ラ</sup>云<sup>フ</sup>」とし、『往生要集』の念仏と、善導の念仏を区別する。但し、この⑥に関してはすでに加筆が指摘されている。また、良忠の『義記』に「祖師釋<sup>ニ</sup>云<sup>フ</sup>」として『要集釈』（『要集鈔』）をほぼ全文引用するが、惣結要行B釈については一切触れていない。このことは良忠の手元にあった『要集釈』（『要集鈔』）にはB釈がなかったのか、あるいは意図的に省いたのか等の疑問が残る。

### ③要釈について

「要釈」は『往生要集』中の「觀察門」をあげる中、別相観、惣相観、

雑略観をその名称だけを挙げ、「称念」の箇所を以下のように引用する。

若有<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>堪<sup>レ</sup>觀<sup>ニ</sup>念<sup>スル</sup>ニ相好<sup>ニ</sup>或依<sup>リ</sup>歸命<sup>ノ</sup>想<sup>ニ</sup>或依<sup>リ</sup>引攝<sup>ノ</sup>想<sup>ニ</sup>或依<sup>テ</sup>往生<sup>ノ</sup>想<sup>ニ</sup>應<sup>ニ</sup>一心<sup>ニ</sup>稱念<sup>ス</sup>已<sup>上</sup>諸論<sup>不同</sup><sup>(18)</sup>

しかし引用するのみで、ここでは何も説明しない。続いて「念仏証拠門」に入り、『往生要集』全体からみれば短い章ではあるがこの章をほぼ全て引用する。そしてこの中の三つの問答より六義を解釈し、これらが『往生要集』の「本意」であるとす。六義とは①難行易行（念仏は修し易い）②少分多分（念仏は多く勧進の文がある）③因明直弁（念仏は直に往生の為に説く）④自説不自説（念仏は弥陀が自ら説く）⑤撰取不撰取（念仏は撰取してくれ）⑥如来隨機四依理盡（念仏は四依の菩薩が理を盡して勧める）であり、この六義を根拠とする念仏である。しかし「壽經<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>此<sup>ヲ</sup>探<sup>ル</sup>時<sup>ノ</sup>」の称名念仏ではない。但し易行としての「念仏」ではある<sup>(19)</sup>。

ところで親鸞（一一七三～一二六二）著『教行信証』・『愚禿鈔』には、多くの相対を列挙する中、『要集鈔』（『要集釈』）等の六義をすべて収める<sup>(20)</sup>。うち、四依理盡義は、『往生要集』に依らなければ出てこない概念のようにおもわれる。これは親鸞が六義、さらには『往生要集』諸釈書のいずれか（『漢語灯録』の四本に限らない）を既に披閲していたことなるう。このことから、親鸞と『往生要集』、加えて『往生要集』諸釈書との関係も検討されねばならない。

### ④往生階位

⑧は道綽の『安樂集』、善導の『往生礼讚』の「百即百生」の文を

引用し、念仏すれば、必ず往生できることを説く。最後の往生の得否については、『安楽集』『聖道浄土の二門に分かつの文』と、善導の『観経疏』を見ることを勧進する。

『安楽集』を勧進する文にあたる箇所は『逆修説法』の六七日、『選択集』では第一章にみることができ。また、「まず」道綽を、そして「次に」善導をとという流れは師資相承を意識した形式である。

岸氏は『阿弥陀経釈』の

爰に於善導和尚往生浄土宗者、雖有經論、無人於習學、雖有疏釋、無倫鑽仰<sup>(21)</sup>。然則無有相承血脉ノ法、非面授口決ノ義<sup>(22)</sup>。

という非相承説の記述に対して

法然の師資相承に対する考えの深まりを示す例証として考えられているけれども、その内容を少しく検討した場合、『三部経釈』・『逆修説法』・『選択集』という次第を設定するために作られた加筆・増補としか考えられない<sup>(22)</sup>

とする。たしかに師資相承の有無を明言する、これは逆に師資相承の問題意識が根底にあることを前提としたものである。もし師資相承の問題意識が『阿弥陀経釈』成立時点でないのであれば、師資相承という言葉に触れ得ないはずである。

⑤『要集釈』(『要集鈔』)構成のまとめ

考察を重ねてきたように『釈』における広・略・要の念仏が何を指しているかの位置づけを見る場合、前に考察したとおりまとめると以

下のようになる。『要集釈』(『要集鈔』)では

「章門開合」「広釈」……………諸行に対しての広義での念仏。

「略釈」(物結要行釈A)……………「助念方法門」に限り助念仏。『往生要集』自体は「称名念仏一門」。

「物結要行釈B」……………『往生要集』の本意は助念仏。善導

の称名念仏と区別する。

「要釈」……………六義を根拠とする念仏。「壽経」以

此「探時」の称名念仏ではない。

但し易行としての「念仏」

「往生階位」……………道綽の『安楽集』善導の『観経疏』

を勧める。間接的に称名念仏を思い

起こさせる

『詮要』でははっきりと称名念仏を勧める。また醍醐本・「浄土宗

見聞」でもはっきりと称名念仏を勧める。

それぞれの主張する念仏の射程はそれぞれに違っていることがわか

る。その分ける基準は『往生要集』の念仏が善導・法然のいう選択本

願念仏と同様であるとするか否かである。

例えば、法然のいう『往生要集』に見られる源信の念仏と善導の念

仏の相違については『十七條御法語』にみられる。それは

又云、善導ハ第十八ノ願、一向ニ佛號ヲ稱念シテ往生スト云リ。

恵心ノココロ、観念稱念等、ミナコレヲ攝スト云リ。モシ要集ノ

ココロニヨラハ、行者ニオイテハ、コノ名ヲアヤマテラム歟<sup>(23)</sup>

とあり、これは「善導の念仏＝称名念仏」と「源信の念仏＝観念・

称念」とを区別する。

また、

又云、善導與惠心相違義事

善導ハ色相等ノ觀法オハ、觀佛三昧ト云ヘリ。稱名念佛オハ、念

佛三昧ト云ヘリ。惠心ハ稱名觀法合シテ念佛三昧ト云ヘリ<sup>(24)</sup>

とあり、やはり「善導の念仏三昧」稱名念仏、「源信の念仏三昧」稱名・觀法」として善導と源信の念仏を区別する。一方

又云、餘宗ノ人淨土門ニソノ志アラムニハ、先々往生要集ヲモテ、

コレヲオシフヘシ。ソノユヘハ、コノ書ハモノニココロエテ難ナ

キヤウニソノ面ヲミエテ、初心ノ人ノタメニヨキ也。雖然眞實ノ

底ノ本意ハ、稱名念佛ヲモテ、專修念佛ヲ勸進シタマヘリ。善導

ト一同也<sup>(25)</sup>

とあり、善導と源信の説く念仏は稱名念仏だとする。これらからも分かるように法然が善導と源信の念仏を理解するのに、二種の立場が見て取れる。つまり最初は『往生要集』から善導の著作へと導かれた「偏依善導一師」確立の立場であり、まさしく一師に依って立宗する立場から『往生要集』をみたもの、他方は選択本願念仏に辿り着いた後、稱名念仏の法門を尋ねてくる者たちに対して標榜として、先達として、初心の者の入門書としての『往生要集』を勧める立場の二種類が確認できる。

このような二つの立場は『要集釈』（『要集鈔』）自身の中にも確認できる。このようなことから『要集釈』（『要集鈔』）が複数の断片から成立しており、それがあある時期にまとめられてひとつの『要集釈』

（『要集鈔』）なるものが編纂されたのであろう。

## 二、良忠の引用した『往生要集』諸釈書

### ①良忠『往生要集鈔』から『往生要集義記』へ

平成十七年度春、佛敎大学大学院の本庄良文氏の講義において『義記』の講義を聴講した際、『義記』という題名がつく以前の『往生要集鈔』（以下『鈔』）なる写本・版本があることがわかった。存在自体は以前から分かっているものであったが、実際に較べたところ、『鈔』から『義記』に題名が変わる際に増補や再編集がされていることがわかり、『義記』研究に新たな展開をもたらした。その展開を聴講で知ることができ、いくつかの指摘できる事柄があった。そこで本項は『鈔』・『義記』中で引用する法然の『往生要集』諸釈書に考察を加えていく。周知のように良忠は『漢語灯録』（文永二年、一二七四）を収集・編集した望西楼了惠道光（一二四二～一三三〇）の師である。良忠『鈔』は法然在世のテキストではないものの『古本漢語』を編集した道光と同時代のテキストである。現状の研究成果に加えて法然の『往生要集』諸釈書というテキストの特徴の一側面を窺い知ることができる。

### ②『鈔』・『義記』に引用される法然の『往生要集』諸釈書対照

今回比較した『鈔』・『義記』は、①貞治二年（一三六三）尊経閣文庫所蔵『鈔』（以下尊経閣本）、②西敎寺所蔵寛永三年（一六二六）

版『鈔』(以下寛永三年版)、③佛敎大学所蔵古活字版(無刊記)『義記』(以下古活字版)、④佛敎大学蔵寛永十八年(一六四二)版『義記』(以下寛永十八年版)、⑤佛敎大学蔵元治元年(一八六四)版『義記』(以下元治版)の五本である。

まず全体としては、『鈔』から『義記』になる時に増補・改訂されるのであるが、法然『往生要集』諸積書については概ね一致する。ただ、巻一の

第二ニ釋スルニ文ヲ依ニ準ニ經論ニ分ツ三段ヲ如シ祖師ノ分文、<sup>(27)</sup>

という文章は寛永十八年版・元治版にのみ見られるものである。大谷氏はこれを根拠の一つとして、良忠は『要集積』(『要集鈔』)の構成に注目して『義記』を構成したとする。ところが寛永十八年版・元治版より以前の成立である尊經閣本・寛永三年版にはその記述がないことから必ずしもそうはいえないことになる。とはいうものの、氏が指摘するとおり、この引用の後に

總有十門者祖師釋ニ云ニ人文解釋此ニ有リ二意一ニ者分別三段ヲ<sup>(28)</sup>  
二ニ者明章門ノ開合ヲ示ス

とあり、確かに法然の説示にそった形式「如シ祖師ノ分文」で進んでいる。このことより、この文を増補する意図は、良忠が『要集積』(『要集鈔』)に注目し、『鈔』(『義記』)の構成をしたということを明示することであることがわかる。

### 三、『鈔』・『義記』の跋文に記される法然の『要集』諸積書

#### ①跋文の変遷

かつて、大谷旭雄氏が「『往生要集義記』について」<sup>(30)</sup>という論文において『義記』を取り上げた。その中において氏は、良忠が法然の『往生要集』註積書を「祖師積云」「祖師分文」「祖師云」「祖師料簡」等として引用していることをあげて考察を加えている。氏の指摘のように、「祖師料簡」として引用される文献は『要集積』(『要集鈔』)を指す場合があり、必ずしも「料簡」・「略料簡」を指示するものではない。言いかえると「料簡」・「略料簡」はその殆どが『要集積』(『要集鈔』)に含まれる文章であるので、良忠「鈔」(『義記』)引用中の『要集積』(『要集鈔』)・「料簡」・「略料簡」の区別は判然としない。

では良忠「鈔」が引用した『往生要集』諸積書はいかなるものかというところ、尊經閣本の跋に「此集具書事」として良忠「鈔」の著述の際に引用した他の『往生要集』末疏とその省略表記の仕方をあげている。その中で

惣結要行料簡并 要集積各一帖 祖師上人作

として

料簡云祖師

と表記することが決められている。

これは寛永三年版の跋にも見られるものである。ところがこの一連の凡例は後の古活字版・寛永十八年版では掲載されず、再度掲載され



るのは時代がくだり、『浄全宗全書』所収『義記』の底本となつた元治版である。そこでは以下のように表記されていることは興味深い。

一 此記引載書類多省其簽題故今紀于此以便儉閱 祖師云指指所撰大

佛略料依二云憑記三卷裏二云……

つまり引用根拠が、尊経閣本のそれとは変化していて、『新本漢語』を典拠としている。

さて、これから分かるように、尊経閣本を述作するにあたり良忠が披覧した法然の『往生要集』末疏は「惣結要行料簡」（以下「惣結料簡」と『要集積』（『要集鈔』）の二本となる。つまり、少なくとも尊経閣本述作時には必ずしも『漢語灯録』所収『要集積』・『料簡』・『略料簡』・『詮要』という四本揃つた題名の資料を披覧したのではないことがわかる。それでは良忠の引用する『惣結料簡』・『要集積』と『古本漢語』所収の四本との関係はいかなるものであるのか。

## ② 跋文の『要集積』

跋に記される『要集積』は、『古本漢語』の『要集積』（『要集鈔』）だろう。というのは、まず書名が同一であること。次に良忠『鈔』中の引用が『古本漢語』の『要集積』（『要集鈔』）とほぼ合致する。最後に良忠が活躍した関東の金沢文庫に良聖手沢の『要集積』と承久二年（一二二〇）の奥書がある『要集鈔』が現存していることから、良忠はこの二本を披覧できたであろうことは十分可能である、この三つの理由があげられる。

また良忠『鈔』等に「祖師料簡」として引用を始めるもので、『要

集積』（『要集鈔』）と重複する『料簡』・『略料簡』は二箇所ある。一つは大谷氏がいうように、「引上文云」としていることから『要集積』（『要集鈔』）からの引用であることが分かる。もう一つは、「唯勸語」（『要集積』・『要集鈔』）と「唯勸詞」（『略料簡』）の違いから該当するのは『略料簡』であると推察しているが、尊経閣・寛永三年版の跋にあるように披覧したものは二本であるということや、前述のように「料簡云」が必ずしも『料簡』・『略料簡』を指すものではないことを考えるとこの文字の違いのみでは『略料簡』からの引用であるのは根拠としては薄いように思われる。やはり『要集積』（『要集鈔』）からの引用であると見て差し支えないであろう。

## ③ 「惣結要行料簡」と『詮要』

『惣結料簡』は『詮要』と内容的に類似するが、『詮要』該当部分を引用する箇所には、「惣結要行」積はない。というのは題名に「惣結要行の料簡」というからには、「惣結要行」について引用されるはずである。しかし「惣結要行」積は、『要集積』（『要集鈔』）該当箇所から引用されるのみである。

『要集積』（『要集鈔』）中の「惣結要行」積の引用は、A・B両積のうちA積のみを引用し、またその大部分を省略する。つまり良忠『鈔』（『義記』）の「惣結要行」積は、あくまで『往生要集』の第五助念方法門のみでの総括として扱っている。

一方『詮要』所収の「惣結要行」積はB積のみである。しかも林田氏によれば『詮要』の「惣結要行」積（『要集積』・『要集鈔』）のB

釈に該当)は加筆である。それによると『詮要』は「惣結要行」よりも、むしろ「正修念仏門」、「念仏証拠門」について注釈が加えられているといつてよい。『詮要』をして「惣結料簡」であるとするのには幾分無理が生じよう。良忠が披覧した「惣結料簡」はすでにB釈が加えられた後の『詮要』なのだろうか。

④「惣結要行」釈の問題

また良忠「鈔」・「義記」の惣結要行釈では、  
此段料簡在上人釋「故雖略之於諍論事」<sup>(32)</sup>

とし、「此段料簡在上人釋」としてこの段の解説は法然の注釈の通りであるので省略することを示しながらも、「諍論事」があるとして惣結要行の解釈をめぐって論争があることを示唆している。そこで良忠「鈔」(「義記」)中の「惣結要行」釈を見ると、

二略者惣結要行ノ七法是也尚准問雖簡要否是且助念門ノ意也非此集ノ正意ノ問何以得レ知「非正意」答上ノ止惡修善中ニ云問念佛自滅罪何必堅持「戒」答若「一心念誠如所」責「故知如説念佛必不可具持戒等」矣以此「言略」也<sup>(33)</sup>

と前述のように「要集釈」(「要集鈔」)を引用するのみで、それ以上の良忠独自の見解は得られない。良忠の時代に『往生要集』の惣結要行をめぐる話題ですでに「諍論事」があったことがわかる。

おわりに

以上「要集釈」(「要集鈔」)の構成をみるにそもそも広・略・要は違う角度から一つの書物を概説したのであり、その文章に長短があるといえども、その内容は一貫して通っていないなければならない。これは、善導の『往生礼讃』に

懺悔ニ有リ三品一ニハ要二ニハ略三ニハ廣<sup>(34)</sup>

とし、懺悔に要・略・広があることを述べる。また同じく

懺悔ニ有リ三品上中下ナリ上品懺悔ト者身ノ毛孔ノ中ヨリ血流レ眼ノ中ヨリ血出ル者ヲ名ニ上品懺悔ト中品懺悔ト者遍身ニ熱汗從リ毛孔ニ出テ眼ノ中ヨリ血流ル、者ヲ名ニ中品懺悔ト下品懺悔ト者遍身徹シテ熱ク眼ノ中ヨリ涙出ル者ヲ名ニ下品懺悔ト此等ノ三品雖レ有ニ差別ニ即チ是レ久ク種々解分善根ヲ人ナリ<sup>(35)</sup>

とし三品の区別があるものの根本は変わらない事をあかす。しかし「要集釈」(「要集鈔」)中の主張する念仏の射程はそれぞれに違っていることがわかる。

また良忠「鈔」(「義記」)に引用される法然の『往生要集』釈書は「惣結料簡」・「要集釈」の二本のみである。そのうち「詮要」と「惣結料簡」とが内容的に類似するが、「詮要」をして「惣結料簡」とするには無理がある。また、大谷氏が指摘するように良忠「鈔」(「義記」)に妙香院良快(一一八五〜一二四二)の『往生要集抄』を引用する中に、出典不明の法然の注釈を孫引きしている。

以上良忠「鈔」(「義記」)を見る限り、『古本漢語』以外の系統に属

する法然の『往生要集』釈書の存在が確認できそうである。これは『要集釈』（『要集鈔』）が複数の断片から成立しており、それがある時期にまとめられてひとつの『要集釈』（『要集鈔』）なるものが編纂されたことの裏付けになるであろう。そのことにより従来からの『古本漢語』所収の四本を平行に並べてその順序を研究する方法のみではなく、それらが整理・編集された経緯を他の同時代のテキストから検討されねばならない。そのことにより『往生要集』諸釈書の研究に更なる展開をもたらすだろうし、ひいては文献理解の限界と可能性も示すことができ、新たな視座が開けてくるだろう。

〔注〕

- (1) 『藤堂恭俊古稀記念浄土宗典籍研究』資料篇（同朋舎、一九八八年）一三六頁、『法然上人全集』（平楽寺書店、以下『昭法全』）四三七頁一行
- (2) 『浄土宗全書』（以下『浄全』）一〇、二六二頁下一行
- (3) 一連の研究については『傍訳（往生要集論叢）』（四季社、二〇〇四年）の解説で曾根宣雄氏がまとめている。他には以下の通り。
  - ・本庄良文稿「古本漢語灯録所収『往生要集釈』訳注」（高橋弘次先生古稀記念論集浄土学仏教学論叢）山喜房、二〇〇四年
  - ・福原隆善稿「六相對と五番相對」（丸山博正教授古稀記念論集 浄土教の思想と歴史）山喜房、二〇〇五年）で、諸釈書の成立は『阿弥陀経釈』以前であると位置づけている。

・拙稿「法然『往生要集』諸釈書の六義について」（『仏教大学大学院研

究紀要』三四号、二〇〇六年）

- (4) 平雅行著『日本中世の社会と仏教』（塙書房、一九九二年）二〇八頁注六五。林田康順氏論考は、註三の掲載書に紹介されている。
- (5) 諸本比較表については、福原隆善稿「法然の『往生要集』諸釈書の比較」（法然学会論叢）二、一九七八年）、坪井俊映著『法然浄土教の研究―伝統と自証について―』（隆文館、一九八二年）所収『往生要集』釈書五（六）種異本全文対照表」がある。
- (6) このA釈・B釈という呼称は林田氏が使用する分類名である。
- (7) 『仏教古典叢書古本漢語灯録』卷六一頁九行、『昭法全』一七頁一六行
- (8) 深貝慈孝著「逆修説法」における中国聖道家の文献引用について（藤堂恭俊古稀記念浄土宗典籍研究）研究篇、同朋舎、一九八八年）
- (9) 『仏教古典叢書古本漢語灯録』卷六、四頁三行、『昭法全』一九頁八行
- (10) 『仏教古典叢書古本漢語灯録』卷六、二頁八行、『昭法全』一八頁一四行
- (11) 『仏教古典叢書古本漢語灯録』卷六、四頁三行、『昭法全』一九頁八行
- (12) 『浄土宗学研究』第二二号、一九九五年
- (13) 『浄土宗全書』（以下『浄全』）一五、八五頁下六行、花山勝友訳「源信往生要集」三四五頁、一〇行
- (14) 今は『浄土宗研究』第二二号所収、大徳寺本『拾遺漢語灯録』所収『浄土宗見聞』を引用した。
- (15) 『仏教古典叢書古本漢語灯録』卷六、七頁四行、『昭法全』二二頁一〇行
- (16) 『仏教古典叢書古本漢語灯録』卷六、一〇頁九行、『昭法全』二四頁二行
- (17) 『浄全』一五、一五八頁下一二。略釈の箇所は「二略者總結要行、七法是也。此レ尚ホ準レ問ニ雖レ簡ト要否」是レ且、助念門ノ意也非ニ此ノ集ノ正意ニ所

ニ以知ル者上ノ止悪修善ノ中ニ云問念佛セハ自ラ滅ス罪レ何ソ必シモ堅ク持戒セシヤ答若シ  
一心ニ念セハ誠ニ如シ所ノ實ル上巳故知ヲ如説ニ念佛セハ不ニ必スシモ可レ具ス持戒等  
矣」とあり、『釈』でこの後に続く惣結要行B釈がなく続いて「三ニ要ト  
者……」となる。

(18) 註一一。

(19) 前掲拙稿。

(20) 山邊習學・赤沼智善著『教行信証講義』(法蔵館、一九一三初版、一九  
四七改版) 四四八頁に「さてこれらの對論の語は概ね、『選擇集』や  
『漢語燈録』に依つたもので、中に『往生要集』などに依つたものもあ  
る」とある。

(21) 『昭法全』一五四頁一六行)

(22) 『逆修説法』と『三部経釈』(『藤堂恭俊古稀記念浄土宗典籍研究』研  
究篇、同朋舎、一九八八年)

(23) 『昭法全』四六九頁一八行)、『親鸞聖人眞蹟集成』卷五、二九五頁六行)

(24) 『昭法全』四七一頁一八行)、『親鸞聖人眞蹟集成』卷五、三一頁六行)

(25) 『昭法全』四七二頁二行)、『親鸞聖人眞蹟集成』卷五、三二二頁四行)

(26) 詳細は、本庄良文稿『往生要集義記』第一―訓み下しと現代語訳(八)  
―大焦熱地獄―(『浄土宗学研究』三二) 参照。

(27) 『浄全』一五、一六三頁下二)

(28) 『古活字版』は、落丁のため確認できず。

(29) 『浄全』一五、一六六頁上九)

(30) 『浄土学』第三十六輯「良忠上人研究I」、一九八五

(31) 前掲論文参照

(32) 『浄全』では一五、三〇二頁下八)に相当する。

(33) 『浄全』では一五、一五八頁下二三)に相当する。

(34) 『浄全』四、三五七頁上五)

(35) 『浄全』四、三七四頁上一)

(36) 岸一英氏の指摘である。

〔付記〕

本稿は、前半は浄土宗教学院(平成一七年三月十二日於八号館四階会  
議室)で発表した。後半は浄土宗総合学術大会(平成十七年九月五日、  
大正大学)で「法然の『往生要集』諸釈書について―良忠の引用した  
『往生要集』諸釈書―」という論題で発表した。それを修正・敷衍し  
たものである。

(みなみ ひろのぶ

文学研究科浄土学専攻博士後期課程)

(指導:岸 一英 教授)

二〇〇六年十月十九日受理